

第 29 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート5階 『アリエス』

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任 の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除 く)の報酬枠の減額の件 |

<株主提案(第7号議案)>

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除 く)1名選任の件 |
|-------|-------------------------------|

株式会社トライアイズ

株主総会におけるお土産の配布は取りやめ
ております。ご理解の程よろしくお願
い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行
使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後5時まで



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。

<https://p.sokai.jp/4840/>



目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第29回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 議決権行使のご案内 | 4 |
| インターネットによる議決権行使のご案内 | 6 |
| （提供書面） | |
| 事業報告 | 7 |
| 連結計算書類 | 26 |
| 計算書類 | 29 |
| 監査報告 | 32 |
| 株主総会参考書類 | 38 |

証券コード：4840

2024年3月7日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長 東郷 薫

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3に定める情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.triis.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、上部メニューより「企業活動(IR)」 「株式情報」の順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4840/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トライアイズ」又は「コード」に当社証券コード「4840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、株主総会へのご来場を見合わせ、書面(郵送)又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことも可能ですので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンコート5階 『アリエス』
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠の減額の件

<株主提案(第7号議案)>

- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)1名選任の件

第7号議案は一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこの議案に反対しております。

4. 招集にあたっての決定事項

(1)議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対して議決権の不統一行使を行う旨とその理由をご通知ください。

(2)代理人により議決権行使をされる場合は、代理人ご本人の議決権行使書用紙とともに、①代理権を証する書面(委任状)及び、②株主様の議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書又はパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる書面のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対する交付する書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【お知らせ】

第29回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.triis.co.jp/>) に掲載いたしますのでご参照願います。

議決権行使のご案内

本定時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の「株主総会参考書類」(38頁から54頁)をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、**本定時株主総会においては、株主様1名より、株主提案が行われており(第7号議案)、当社取締役会は、これに反対しております。**詳細は後記の「株主総会参考書類」(38頁から54頁)をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、**第1号議案から第6号議案には「賛成」、第7号議案には「反対」**の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

■議決権行使にあたってのご注意

当社定款は、「当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、4名以内とする。」と定めています。

他方、会社提案(第3号議案)では取締役4名の選任を、株主提案(第7号議案)では取締役1名の選任を提案しており、両議案の全ての取締役(候補者数合計5名)が選任されると、当社の定款に定める取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。

かかる場合には、原則として、事前の議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が4名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に4名を上限として選任するものといたします。

なお、第3号議案と第7号議案の両議案について、賛成の議決権個数の上限を4名にするとの取扱いはいたしません。



議決権の行使方法

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月28日(木曜日)
午前10時開始



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、**第1号議案から第6号議案には「賛成」、第7号議案には「反対」**の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

スマートフォン用
議決権行使書
ダウンロード
ログインQRコード

印刷
見本
印刷

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案には「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

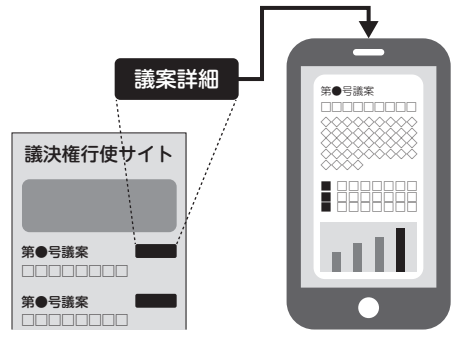
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症について5月にWHOが「緊急事態宣言」を終了したことや、わが国でも5類感染症へ移行されたこともあり、行動制限の緩和が一層進み、経済活動の正常化による個人消費の持ち直しの動きが見られました。一方、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇や為替変動による影響に加え、世界的な金融引締めによる景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、2023年10月18日付で代表取締役が交代しました。株主をはじめステークホルダーの皆様には多大なご迷惑をおかけした事、改めてお詫び申し上げます。

当連結会計年度は建設コンサルタント事業及び投資事業の売上高が前期より減少したことを受け、売上高は636百万円（前期比11.8%減）と前期よりも減少する結果となりました。しかし、建設コンサルタント事業において採算性の高い案件を効率的に実行したこと及び投資事業において未稼働物件の固定費負担がなくなり収益性が改善したことにより、売上総利益は331百万円（前期比31.3%増）と前期より増加する結果となりました。そして、固定費の圧縮にも努め販売費及び一般管理費も339百万円（前期比4.8%減）と前期より削減したものの、当初の想定を上回る結果となり、当連結会計年度は8百万円の営業損失（前期は104百万円の営業損失）となりました。

営業外収益については、海外連結子会社の預金利息が通年を通して高金利であった影響を受け、受取利息が65百万円と当初の想定を上回ったこと及び海外連結子会社の有償減資を行ったことにより発生した為替差益を含め、為替差益157百万円を計上した結果、245百万円（前期比896.4%増）と前期を大幅に上回る結果となりました。営業外費用は、主として前期の長期借入金の返済により借入金に係る支払利息7百万円（前期比93.4%減）と大幅に減少したことを受け、9百万円（前期比92.6%減）と前期より大幅に減少しました。この結果、前期と異なり227百万円の経常利益（前期は209百万円の経常損失）となりました。

特別利益については、投資事業の投資物件売却に伴う固定資産売却益9百万円及び新株予約権戻入益12百万円を計上した結果21百万円となりました。特別損失については、保有する固定資産に係る減損損失7百万円及び保有株式に係る投資有価証券評価損74百万円を計上した結果82百万円となりました。この結果、税金等調整前当期純利益は166百万円（前期比77.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は102百万円（前期比78.1%減）と前年と比較して大幅に減少したものの、2期連続で親会社株主に帰属する当期純利益の計上となりました。当連結会計年度におけるセグメント別の取り組みと業績につきま

しては次のとおりです。

建設コンサルタント事業

(株)クリアアが行っている建設コンサルタント事業は、まさにESG経営におけるE（環境）の柱であり、環境の保全・再生等に積極的かつ継続的に取り組んでいます。

公共事業ではダムの維持管理や長期保全などを目的としたダム長寿命化計画に伴う維持管理・更新業務を中心に受注し、また民間事業においても既設構造物の点検や安全性評価など防災・減災関連業務を受注しています。今後も引き続き防災・減災対策関連業務及びダム、河川、砂防分野の維持管理、設備更新業務等を中心とした継続性の高い業務の受注を獲得していきます。

当連結会計年度は、受注高が当初の予定どおり推移し、完成案件を概ね予定どおり取込んだものの売上高は297百万円（前期比17.5%減）と前期と比較して減少する結果となりました。しかし、採算性の高い案件を効率的に実行したことで原価率が改善したほか、販売費及び一般管理費についても固定費の削減に努め前期を下回る結果となりました。これらの結果、当連結会計年度の営業利益は65百万円（前期比7.7%減）と、収益性は改善したものの前期より減少する結果となりました。

ファッションブランド事業

ファッションブランド事業は新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和に伴い、個人消費に持ち直しの兆しが見え始めました。それに伴い、濱野皮革工芸(株)を中心としたファッションブランド事業は攻めのマーケティングに転換し、DXを推進することで顧客ニーズを把握するとともに、伝統と品質の良さを前面に押しながら、またSDGsを意識しながら商品ラインアップを拡充し、市場開拓を進めています。

ライセンスビジネスについては、新たなライセンサーを獲得するとともに、既存のライセンサー各社が更に事業発展できるよう禁止色のルールを緩和するなどビジネス面でのサポートに加え、SNSの積極的な配信やフォロワー数の拡大など、各種サポートを実施しています。

また、濱野皮革工芸(株)の製品は軽井沢工場の所在地である長野県北佐久郡御代田町においてふるさと納税の返礼品として認定されています。今後もふるさと納税にも貢献しつつ、御代田町の地域活性化に一役を担うことができるよう自治体にも協力できる体制を推進します。当連結会計年度の売上高は236百万円（前期比5.1%増）と、前期とほぼ同様の結果となりました。また、固定費の削減に努め販売費及び一般管理費が前年同期より減少した結果、40百万円の営業利益（前期比70.5%増）と前期より大幅に増加する結果となりました。

投資事業

投資事業は海外及び国内で展開しております。海外では米国の子会社TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.において工業用物件の賃貸を実施しています。また、国内の物件については基本的にフル稼働の状態を維持しています。さらに第2四半期連結会計期間末に沖縄リゾート開発会社と戦略的な業務提携を実施しました。これによりハワイにおける投資事業経験を活かして沖縄において日本の文化、自然環境、ホスピタリティを世界に向けて発信するとともに、プール付きヴィラ、レンタカー等の提供を通じて、沖縄を訪れる旅行者に最高の体験を提供します。

当連結会計年度の売上高は102百万円（前期比25.0%減）と前期より減少しましたが、前連結会計年度で主要物件を売却して固定費の負担が減少したことにより、売上原価並びに販売費及び一般管理費は前年同期よりも減少しました。この結果、当連結会計年度は40百万円の営業利益（前期は100百万円の営業損失）と前期と異なり営業利益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は11百万円であります。設備投資額は各社の什器備品及びソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において新規の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項目 | 第26期 (2020年12月期) | 第27期 (2021年12月期) | 第28期 (2022年12月期) | 第29期 (当連結会計年度) (2023年12月期) |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 | 千円 1,004,281 | 千円 1,004,730 | 千円 721,890 | 千円 636,103 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 千円 2,573 | 千円 △224,980 | 千円 468,556 | 千円 102,221 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | 円 0.35 | 円 △30.35 | 円 60.14 | 円 13.10 |
| 総資産 | 千円 6,501,917 | 千円 6,421,925 | 千円 6,218,667 | 千円 5,600,558 |
| 純資産 | 千円 4,230,127 | 千円 4,153,258 | 千円 5,328,396 | 千円 5,149,096 |
| 1株当たり純資産額 | 円 547.30 | 円 524.16 | 円 673.13 | 円 651.12 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率(%) | 主要な事業内容 |
|----------------------------------|-----------|-------------|--------------|
| TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC. | 1,621万米ドル | 100.00 | 投資事業 |
| CLATHAS LLC | 1,000米ドル | 100.00 | 投資事業 |
| KIP LLC | 1,000米ドル | 100.00 | 投資事業 |
| 拓莉司国際有限公司 | 35百万台湾ドル | 100.00 | ファッションブランド事業 |
| 濱野皮革工藝(株) | 100百万円 | 100.00 | ファッションブランド事業 |
| (株)クレアリア | 100百万円 | 100.00 | 建設コンサルタント事業 |

なお、前連結会計年度において当社の連結子会社である(株)トライアイズビジネスサービスについては2023年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

| 会社名 | 住所 | 株式の帳簿価額 百万円 | 当社の総資産額 百万円 |
|-----------|-----------------|----------------|----------------|
| (株) クレアリア | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 | 1,413 | 6,319 |

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

①当社グループの企業理念

当社は2023年に一部改定したトライアイズの3つの『I』を実現し企業価値を高めていきます。

Insight：洞察力 Integrity：誠実 Innovation：革新

具体的には、「物事の本質を見抜く力」(Insight)を磨いて実行し、「誠実で常に正しいことを行なう態度、考え」(Integrity)をもち、「常に新しいことにチャレンジする精神」(Innovation)で業務に邁進します。

②当社グループの経営の基本方針

経営方針

1. 顧客本位の技術革新と想像力を重視する企業グループとなる。
2. 社会・環境に対し責任ある行動を取りながら、経済的な成功を収める企業グループとなる。
3. 従業員に安全で快適な労働環境・成長と学習の機会を提供できる企業グループとなる。
4. 全てのステークホルダー、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会等と良好な関係を築く責任を全うする企業グループとなる。

③目標とする経営指標及び財務上の課題

当社の健全性を取り戻すべく2023年度後半から事業の柱として、不動産投資開発事業を据え、リゾート開発や賃貸業務を強化して事業再構築を行います。

④中長期的な経営戦略

中長期的な事業の柱として不動産投資開発業務を行うにあたり、2024年度から宅建業免許を取得し、積極的に収益をあげ当社の健全性を取り戻していきます。また、時代の変化に対応できる企業へと成長することを念頭に持ち、社会課題を解決するビジネスを推進して参ります。

⑤経営環境及び優先的に対処すべき事業上の課題

全ての意思決定のプロセスにPDCAサイクル(Plan/Do/Check/Action)の概念を取り入れます。特にESGの視点のうちGovernanceに関しては代表取締役社長が率先し、すべてのステークホルダーに対して透明性のある強固な体制を築きます。

そのためには以下の課題に対処していく所存です。

1. 新規事業ポートフォリオの取得

当社は2016年以来、ハワイにおいて投資事業を行い、国内においても不動産物件を所有しています。しかしながらハワイでの事業については為替動向の大きな変動がある等、その他海外投資特有のリスクを考慮した結果、今後は観光客数及び観光資源の活用でハワイを超えるとも言われる沖縄を中心に、国策としてのインバウンド政策や地方創生政策の推進に寄り添い、経営資源を国内投資へ振り向けていきます。

2. SDGsへの取り組み

すべての事業において、特にSDGsの目的のひとつである地球環境を守ることを念頭に置き、各業務に邁進します。

3. 人材の確保と人的資本の充実

当社の健全性を取り戻すべく収益力を念頭に置きながら優秀な人材の確保に努めます。また社内では教育・研修の充実、多様性の受け入れ、働きやすい環境の整備、正当な評価制度の導入を通じて人的資本の充実に努めます。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（㈱トライアイズ）、子会社6社（TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、CLATHAS LLC、KIP LLC、拓莉司国際有限公司、濱野皮革工藝㈱、㈱クレアリア）で構成され、位置付けは次のとおりです。

① 建設コンサルタント事業

㈱クレアリアが本事業、ダムを中心とする河川の上流から河口までの水関連分野における事業者である国・地方公共団体等に対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等の事業執行支援を実施しています。

② ファッションブランド事業

濱野皮革工藝㈱がブランド・HAMANOのハンドバッグをはじめとする革製品等の企画・製造・卸・販売をしています。ブランド・CLATHASのアパレル、バッグ並びに服飾雑貨の企画・販売 インターネットによる通信販売、インターネットショッピングモール及びインターネットサイトの運営をしています。またライセンス事業については、㈱トライアイズ、そして、海外拠点である拓莉司国際有限公司が実施しています。

③ 投資事業

米国内での不動産・証券投資を子会社のTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っています。特に不動産投資はハワイを中心に行っており、ハワイの観光業は新型コロナウイルス感染症の終息以降、急速に回復し、当社の投資成績は順調に推移しております。しかしながら、今後の為替動向の変動率が上昇する可能性が予見されることや、海外投資特有のリスクを考慮し、今後、観光客数及び観光資源活用でハワイを超えるとも言われる沖縄を中心に、国策としてのインバウンド政策や地方創生政策の推進に寄り添い、沖縄を中心としたリゾート関連事業に経営資源を振り向けることを決定いたしました。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

| | |
|----------------------------------|----------------------------|
| (株) ト ラ イ ア イ ズ | 本 社：東京都千代田区 |
| TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC. | 本 社：米国ハワイ州 |
| 拓 莉 司 国 際 有 限 公 司 | 本 社：台湾台北市 |
| 濱 野 皮 革 工 藝 (株) | 本 社：東京都千代田区 工 場：長野県北佐久郡 |
| (株) ク レ ア リ ア | 本 社：東京都千代田区 |

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事 業 部 門 | 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|-------------------------|---------|-----------------------|
| 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 事 業 | 3 (2) 名 | — (—) 名 |
| フ ァ ッ シ ョ ン ブ ラ ン ド 事 業 | 16 (1) | △1 (—) |
| 投 資 事 業 | 1 (—) | — (—) |
| 全 社 (共 通) | 5 (1) | 1 (1) |
| 合 計 | 25 (4) | — (1) |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 6 (1) 名 | 2 (1) 名 | 48.0歳 | 3.3年 |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------|-----------------------|
| First Hawaiian Bank | 1,588千米ドル (237,523千円) |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 47,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,300,000株 |
| ③ 株主数 | 13,299名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|----------|---------|
| 池 田 有 希 子 | 905,300株 | 11.60% |
| チャレンジ2号投資事業組合 | 330,000 | 4.22 |
| サンシャインG号投資事業組合 | 320,200 | 4.10 |
| B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C | 317,000 | 4.06 |
| 竹 林 義 則 | 249,800 | 3.20 |
| 三 田 証 券 株 式 会 社 | 237,700 | 3.04 |
| サンシャインH号投資事業組合 | 237,000 | 3.03 |
| サンシャインF号投資事業組合 | 233,400 | 2.99 |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS | 213,860 | 2.74 |
| サンシャインE号投資事業組合 | 128,600 | 1.64 |

(注) 1. 当社は、自己株式を497,458株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年12月31日現在）

| 発行決議の日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の払込金額 | 新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり) | 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の行使の条件 | 役員の保有状況 | |
|--------------------------------|---------|----------------------------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | | | 取締役(監査等委員を除く) | 取締役(監査等委員) |
| 2011年4月15日の取締役会(第1回株式報酬型新株予約権) | 130個 | 普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2011年5月18日 至2041年5月17日 | (注)1. | 130個 (1名) | 0個 |
| 2012年4月16日の取締役会(第2回株式報酬型新株予約権) | 330個 | 普通株式 33,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2012年5月21日 至2042年5月16日 | (注)1. | 330個 (1名) | 0個 |
| 2013年4月15日の取締役会(第3回株式報酬型新株予約権) | 350個 | 普通株式 35,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2013年5月16日 至2043年5月15日 | (注)1. | 350個 (1名) | 0個 |
| 2014年4月15日の取締役会(第4回株式報酬型新株予約権) | 290個 | 普通株式 29,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2014年5月17日 至2044年5月16日 | (注)1. | 270個 (1名) | 20個 (1名) (注)3. |
| 2015年4月15日の取締役会(第5回株式報酬型新株予約権) | 310個 | 普通株式 31,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2015年5月18日 至2045年5月15日 | (注)1. | 300個 (1名) | 10個 (1名) (注)3. |
| 2016年4月15日の取締役会(第6回株式報酬型新株予約権) | 130個 | 普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2016年5月17日 至2046年5月16日 | (注)1. | 100個 (1名) | 30個 (2名) (注)3. |
| 2017年4月17日の取締役会(第7回株式報酬型新株予約権) | 160個 | 普通株式 16,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2017年5月16日 至2047年5月15日 | (注)1. | 150個 (1名) | 10個 (1名) |
| 2018年4月16日の取締役会(第8回株式報酬型新株予約権) | 460個 | 普通株式 46,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2018年5月17日 至2048年5月16日 | (注)1. | 450個 (1名) | 10個 (1名) |
| 2018年4月16日の取締役会(第16回新株予約権) | 30個 | 普通株式 3,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 354円 | 自2020年5月16日 至2028年5月15日 | (注)2. | 30個 (1名) (注)4. | 0個 |
| 2019年4月15日の取締役会(第9回株式報酬型新株予約権) | 130個 | 普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2019年5月17日 至2049年5月16日 | (注)1. | 120個 (1名) | 10個 (1名) |

| 発行決議の日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の払込金額 | 新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり) | 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の行使の条件 | 役員の保有状況 | |
|---------------------------------|---------|----------------------------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------|----------------------|------------|
| | | | | | | | 取締役(監査等委員を除く) | 取締役(監査等委員) |
| 2019年4月15日の取締役会(第10回株式報酬型新株予約権) | 50個 | 普通株式 5,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2019年5月17日 至2049年5月16日 | (注)1. | 50個 (1名) (注)5. | 0個 |
| 2020年4月15日の取締役会(第11回株式報酬型新株予約権) | 150個 | 普通株式 15,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2020年5月19日 至2050年5月18日 | (注)1. | 150個 (1名) | 0個 |
| 2021年4月15日の取締役会(第12回株式報酬型新株予約権) | 50個 | 普通株式 5,000株 (新株予約権1個当たり100株) | 無償 | 1円 | 自2021年5月19日 至2051年5月18日 | (注)1. | 50個 (1名) | 0個 |

(注) 1. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。

(ii) 新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できる。

(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。

2. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。

(ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した時点以降、新株予約権者は未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、同時点において未行使の本新株予約権全部を放棄するものとし、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継しないものとする。

3. 取締役(監査等委員)保有分のうち、1名の者については新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。

4. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

5. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------|--------|--|
| 代表取締役社長 | 東郷 薫 | TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 |
| 取締役 | 上嶋 悦男 | TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 濱野皮革工藝(株)監査役 (株)クリアリア監査役 |
| 取締役 | 松本 浩司 | (株)クリアリア取締役 |
| 取締役 | 池田 有希子 | 拓莉司国際有限公司代表取締役社長 濱野皮革工藝(株)取締役 (株)クリアリア取締役 |
| 取締役 (監査等委員) | 高井 章吾 | 藤林法律事務所パートナー |
| 取締役 (監査等委員) | 西村 利行 | |
| 取締役 (監査等委員) | 櫻井 康史 | 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構代表理事 晴海パートナーズ法律事務所パートナー |

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏は社外取締役です。

2. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 高井章吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役池田有希子氏は、2023年10月18日当社取締役会において、代表取締役の解職が決議されました。これに伴い、同日付で東郷薫氏が代表取締役に就任いたしました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬等内容にかかわる決定方針を決議しております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 役員賞与ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益(連結)の予算に対する達成度合いに応じて算出して毎年12月に支給します。ただし、最終的に当期純損失となることが明らかな場合には役員賞与は支給しません。

非金銭報酬は、株主の皆様との価値共有、並びに中長期的な企業価値向上及び株価上昇に対するインセンティブの付与の観点から、ストックオプションを交付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行います。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、当期純利益(連結)を100%達成した場合、基本報酬：役員賞与：ストックオプションの比率はおおよそ70前後：15前後：15前後となります。

また、当期純利益(連結)が当初の予測を超えた場合、役員賞与を増額することになるため、役員賞与の比率が相対的に増加することとなります(凡そ40%)。役員報酬の相対的比率の増加を受け、基本報酬及びストックオプションの相対的比率は低下します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長東郷薫氏にその具体的内容について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。なお、ストックオプションは取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

③ 取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|------------------------------|-----------------|------------------|---------|--------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) | 18 | 18 | - | - | 5 |
| 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 7 | 7 | - | - | 3 |
| 合 計 | 25 | 25 | - | - | 8 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は4名です。
- さらに別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は4名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式で、割当ての際の条件等は「② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりです。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額としています。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

- 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
 - 取締役（監査等委員）高井章吾氏は、藤林法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と、藤林法律事務

所との間には特別の関係はありません。

□. 取締役（監査等委員）櫻井康史氏は、晴海パートナーズ法律事務所のパートナー及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の代表理事を兼務しております。当社と、晴海パートナーズ法律事務所及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構との間には特別の関係はありません。

2. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--------------------|---|
| 取締役（監査等委員） 高井章吾 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回、監査等委員会12回のうち9回に出席いたしました。取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。 |
| 取締役（監査等委員） 西村利行 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。 |
| 取締役（監査等委員） 櫻井康史 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。 |

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

2. 上記の各取締役は、取締役会における報告等を通じて代表取締役による業務執行の監視・監督を行ってまいりましたが、その在任期間中において、池田有希子前代表取締役等による出張旅費規程等に違反する出張経費の使用・精算が行われたことが発覚しました。これに対して、当社は、特別委員会を設置することにより返還請求すべき範囲及び金額の調査を行い、出張旅費規程等に違反する出張経費の返還を求めていく方針です。また、かかる経費の使用については、潜在的なM&A候補の探索といった秘匿性の高い業務であったこと、出張報告が適切に行われていなかったことが一因と考えられ、現在、社内規程の新設・改訂、代表取締役の使用経費に関する内部監査の実施を行うなど、再発防止に努めております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 城南監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 23百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人城南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は2百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としています。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の内容は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。管理部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視をする。また、管理部法務・コンプライアンスグループは関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の可否を社長に報告し、その内容を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

管理部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、各部門の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席して状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

(ロ) グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規程を整備し、子会社においても当社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

(ハ) 子会社の取締役を当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

(ニ) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査等委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき組織として、管理部門または内部監査室がこれを担当する。監査等委員会がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するとともに、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規程を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、管理部門において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査等委員会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。
取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。
- ⑪ 内部監査室による業務の適正を確保するための体制
当社は、内部管理体制全般を独立的な立場で監査するために社長直属の組織として、内部監査室を設置する。内部監査室は業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス等の遵守状況について、定期的、または臨時で監査を行う。内部監査室の指摘に対して被監査部門は必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図るとともに内部監査室は最終結果を監査等委員会及び社長に報告する。また、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。
- ⑫ 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制
当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を16回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役会規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。

④ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、経営企画部が各子会社を管理指導しております。毎月開催する取締役会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、監査等委員会を12回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 3,737,998 | 流 動 負 債 | 209,321 |
| 現金及び預金 | 3,034,075 | 支払手形及び買掛金 | 5,854 |
| 受取手形及び売掛金 | 56,119 | 1年内返済予定の長期借入金 | 10,353 |
| 商品及び製品 | 86,167 | 未払法人税等 | 30,000 |
| 仕掛品 | 38,730 | 賞与引当金 | 3,210 |
| 仕掛販売用不動産 | 445,666 | 役員賞与引当金 | 1,412 |
| 原材料及び貯蔵品 | 22,320 | 受注損失引当金 | 209 |
| その他 | 54,917 | 前受金 | 110,843 |
| 固 定 資 産 | 1,862,560 | その他 | 47,439 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,737,575 | 固 定 負 債 | 242,140 |
| 建物及び構築物 | 562,013 | 長期借入金 | 227,170 |
| 土地 | 1,170,655 | 繰延税金負債 | 1,427 |
| その他 | 4,905 | 資産除去債務 | 13,542 |
| 無 形 固 定 資 産 | 8,739 | 負 債 合 計 | 451,462 |
| ソフトウェア | 5,274 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 3,464 | 株 主 資 本 | 4,473,305 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 116,244 | 資本金 | 5,000,000 |
| 投資有価証券 | 35,565 | 資本剰余金 | 576,628 |
| 繰延税金資産 | 8,002 | 利益剰余金 | △901,924 |
| その他 | 146,391 | 自己株式 | △201,398 |
| 貸倒引当金 | △73,713 | その他の包括利益累計額 | 607,158 |
| 資 産 合 計 | 5,600,558 | 為替換算調整勘定 | 607,158 |
| | | 新 株 予 約 権 | 68,632 |
| | | 純 資 産 合 計 | 5,149,096 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 5,600,558 |

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------|---------|---------|
| 売上高 | | 636,103 |
| 売上原価 | | 304,542 |
| 販売費及び一般管理費 | | 331,560 |
| 営業外損失 | | 339,920 |
| 営業外収益 | | 8,360 |
| 受取利息 | 65,016 | |
| 為替差益 | 157,981 | |
| 未払配当金除斥益 | 3,694 | |
| 未補助金の収入 | 3,909 | |
| その他 | 14,442 | 245,044 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 7,447 | |
| 不動産賃貸原価 | 2,041 | |
| その他 | 6 | 9,495 |
| 経常利益 | | 227,188 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 9,171 | |
| 新株予約権戻入益 | 12,091 | 21,262 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 7,939 | |
| 投資有価証券評価損 | 74,418 | 82,357 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 166,093 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 60,237 | |
| 法人税等調整額 | 3,634 | 63,871 |
| 当期純利益 | | 102,221 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 102,221 |

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 5,000,000 | 579,288 | △1,004,146 | △204,884 | 4,370,258 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 102,221 | | 102,221 |
| 自己株式の取得 | | | | △574 | △574 |
| 自己株式の処分 | | △2,660 | | 4,060 | 1,400 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | △2,660 | 102,221 | 3,485 | 103,047 |
| 当 期 末 残 高 | 5,000,000 | 576,628 | △901,924 | △201,398 | 4,473,305 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------|-------------------|-----------|-----------|
| | 為 替 換 算 勘 定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 876,044 | 876,044 | 82,093 | 5,328,396 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | 102,221 |
| 自己株式の取得 | | | | △574 |
| 自己株式の処分 | | | | 1,400 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △268,886 | △268,886 | △13,461 | △282,347 |
| 当期変動額合計 | △268,886 | △268,886 | △13,461 | △179,299 |
| 当 期 末 残 高 | 607,158 | 607,158 | 68,632 | 5,149,096 |

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 1,593,261 | 流 動 負 債 | 320,399 |
| 現金及び預金 | 949,669 | 1年内返済予定の 関係会社長期借入金 | 145,000 |
| 売掛金 | 141,610 | 未払金 | 13,003 |
| 仕掛販売用不動産 | 445,666 | 未払費用 | 115,820 |
| 前払費用 | 3,370 | 未払法人税等 | 18,004 |
| その他 | 52,945 | 預り金 | 6,030 |
| | | その他 | 22,540 |
| 固 定 資 産 | 4,726,584 | 固 定 負 債 | 1,349,970 |
| 有 形 固 定 資 産 | 860,833 | 関係会社長期借入金 | 1,335,000 |
| 建物 | 244,222 | 繰延税金負債 | 1,427 |
| 工具器具及び備品 | 3,895 | 資産除去債務 | 13,542 |
| 土地 | 612,715 | 負 債 合 計 | 1,670,370 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,142 | 純 資 産 の 部 | |
| 商標権 | 2,142 | 株 主 資 本 | 4,580,843 |
| 投資その他の資産 | 3,863,608 | 資本金 | 5,000,000 |
| 投資有価証券 | 0 | 資本剰余金 | 576,628 |
| 関係会社株式 | 3,803,424 | 資本準備金 | 12,002 |
| 破産更生債権等 | 9,620 | その他資本剰余金 | 564,625 |
| その他 | 60,183 | 利益剰余金 | △794,385 |
| 貸倒引当金 | △9,620 | その他利益剰余金 | △794,385 |
| | | 繰越利益剰余金 | △794,385 |
| | | 自己株式 | △201,398 |
| | | 新 株 予 約 権 | 68,632 |
| 資 産 合 計 | 6,319,846 | 純 資 産 合 計 | 4,649,476 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 6,319,846 |

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------|---------|
| 営業収益 | 528,588 |
| 売上原価 | 11,549 |
| 売上総利益 | 517,039 |
| 一般管理費 | 182,436 |
| 営業利益 | 334,602 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 237 |
| 未払配当金除斥益 | 3,694 |
| 為替差益 | 157,985 |
| その他 | 1,434 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 26,157 |
| 不動産賃貸原価 | 5,295 |
| 経常利益 | 466,501 |
| 特別利益 | |
| 抱合せ株式消滅益 | 13,015 |
| 新株予約権戻入益 | 12,091 |
| 特別損失 | |
| 関係会社株式評価損 | 13,850 |
| 税引前当期純利益 | 477,758 |
| 法人税等 | 31,682 |
| 法人税等調整額 | 1,083 |
| 当期純利益 | 444,991 |

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------|-----------|--------|----------|---------|----------|---------------------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 5,000,000 | 12,002 | 567,286 | 579,288 | 108,493 | △1,347,871 | △1,239,377 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 利益準備金の取崩 | | | | | △108,493 | 108,493 | - |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 444,991 | 444,991 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △2,660 | △2,660 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | △2,660 | △2,660 | △108,493 | 553,485 | 444,991 |
| 当 期 末 残 高 | 5,000,000 | 12,002 | 564,625 | 576,628 | - | △794,385 | △794,385 |

| | 株 主 資 本 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|-------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △204,884 | 4,135,026 | 82,093 | 4,217,119 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 利益準備金の取崩 | | | | - |
| 当 期 純 利 益 | | 444,991 | | 444,991 |
| 自己株式の取得 | △574 | △574 | | △574 |
| 自己株式の処分 | 4,060 | 1,400 | | 1,400 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | △13,461 | △13,461 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 3,485 | 445,817 | △13,461 | 432,356 |
| 当 期 末 残 高 | △201,398 | 4,580,843 | 68,632 | 4,649,476 |

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライアイズの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアイズの2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社トライアイズ監査等委員会

監査等委員 高井章吾 ㊞

監査等委員 西村利行 ㊞

監査等委員 櫻井康史 ㊞

(注) 監査等委員高井章吾、西村利行並びに櫻井康史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 資本金の額の減少の件

欠損填補および今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

(1)減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額5,000,000,000円を4,900,000,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)資本金の額の減少の効力発生日

2024年5月20日を予定しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち794,385,986円を繰越利益剰余金に振替、欠損填補に充当したいと存じます。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

(1)減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 794,385,986円

(2)増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 794,385,986円

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の数 |
|-------|-----------------------|---|--------------|
| 1 | 東郷 薫 (1958年5月18日生) | <p>1983年4月 山一証券株式会社入社 1991年11月 山一スイス銀行株式会社へ出向 1996年8月 山一証券株式会社人事部 1998年4月 アメリカンファミリー生命保険会社（アフラック）入社 2000年4月 内部監査部 【公認内部監査人（CIA）、1級ファイナンシャル・プランニング技能士（CFP）、公認不正検査士（CFE）試験合格】 2006年4月 アフラック保険サービス株式会社経営企画部長 2009年4月 アフラック総務部 2014年1月 アフラック営業検査部主任検査役 2022年11月 株式会社トライアイズ入社当社顧問 2023年1月 TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 (現任) 2023年3月 株式会社トライアイズ常務取締役 2023年10月 株式会社トライアイズ代表取締役社長(現任) 2024年2月 株式会社クレアリア取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 ㈱クレアリア取締役</p> | 6,110株 |
| | (選任理由) | <p>慶応義塾大学経済学部卒業の同氏は、公認内部監査人(CIA)、資格公認不正検査士(CFE)試験合格、および1級ファイナンシャル・プランニング技能士(CFP)資格を活用し、前職の金融機関では国内外での営業に加え、長年にわたって内部監査部門や経営企画部門の管理職に従事してきました。当社でもその経験を活かして代表取締役として経営活動全般において高度な知識と業務経験を駆使して昨年より内部統制（コーポレートガバナンス）改革を積極的に推し進めており、当社取締役として適任であると判断し選任しております。</p> | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する株式の数 |
|--|---|--|----------|
| 2 | 上嶋悦男 <small>うわ じま えつ お</small> (1975年7月4日生) | 2017年7月 株式会社トライアイズ入社 2018年5月 株式会社トライアイズ経理部長 2020年8月 株式会社トライアイズ執行役員 2022年3月 株式会社トライアイズ取締役(現任) 2022年5月 株式会社クリアリア監査役(現任) 2023年12月 TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役(現任) 2024年2月 拓莉司国際有限公司代表取締役(現任) 2024年2月 濱野皮革工藝株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役 拓莉司国際有限公司代表取締役 濱野皮革工藝(株)取締役 (株)クリアリア監査役 | 90,000株 |
| (選任理由) 早稲田大学商学部卒業の同氏は、公認会計士の資格保有者であり、入社以来経理・財務部門を経験し、責任者を務めるなど、経理・財務部門全般に関する経験・知識・見識を有しております。また、当社の事業活動全般に関しても経理部門の立場から高度な知識を有しています。現在も経理・財務部門の取締役として職務を適切に遂行していることから当社取締役として適任であると判断し選任しております。 | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|--|-----------------------------------|---|----------------|
| 3 | まつもと こうし 松本浩司 (1960年9月19日生) | <p>1985年4月 株式会社アイ・エヌ・エー（クレアリア）入社 2008年9月 執行役員管理本部長 2009年3月 取締役兼経理部長兼情報管理室長 2010年8月 株式会社トライアイズビジネスサービス代表取締役 2010年8月 株式会社クレアリア取締役兼営業部長 2014年1月 株式会社トライアイズ執行役員 2015年4月 株式会社クレアリア営業部長兼技術担当部長 2018年2月 株式会社クレアリア取締役（現任） 2023年3月 株式会社トライアイズ取締役（現任） 2024年2月 濱野皮革工藝株式会社監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)クレアリア取締役 濱野皮革工藝(株)監査役</p> | 17,100株 |
| <p>(選任理由) 新潟大学大学院卒業の同氏はトライアイズの取締役としてトライアイズグループの主要事業である株式会社クレアリアを管掌しています。また技術士（建設部門）資格保有者としての専門知識と実務経験をもとに職務を適切に遂行しています。今後当社全体の事業拡大と企業体質改善に向け、当社取締役として適任であると判断し選任しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社 株式の数 |
|---|----------------------------------|--|--------------------|
| 4 | つちやよしこ 土屋好子 (1963年10月10日生) | 1979年4月 株式会社ACT-1 MD企画室課長 兼ファッション雑貨企画課長 1993年2月 株式会社メッセージ 企画兼バイヤー 1997年1月 株式会社ファイブフォックス企画チーフ 2013年12月 東京ブラウス株式会社入社 事業部長 2018年5月 濱野皮革工藝株式会社 (東京ブラウスと合併) 事業部長 2019年6月 濱野皮革工藝株式会社取締役社長 兼ライセンスブランドリーダー 2023年12月 濱野皮革工藝株式会社代表取締役 兼ライセンスブランドリーダー (現任) (重要な兼職の状況) 濱野皮革工藝代表取締役 | 2,600株 |
| (選任理由) 文化服装学院卒業の同氏はファッションブランド (FB) の幅広い専門知識と実務経験をもとに、2013年より当社グループに入社、現在は当社グループの主要事業である濱野皮革工藝株式会社の代表取締役社長兼(株)トライアイズライセンスブランド (CLATHAS) のリーダーとしてFB事業を統括しています。また、当グループの経営に女性視点が加わることで多様性が創出され、事業拡大と企業体質改善に向けた当社取締役会の機能強化が期待できる人材であると判断し選任しております。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る 当 株 式 の 社 数 |
|-----------|--|---|---------------------------|
| 1 | にし むら とし ゆき 西 村 利 行 (1947年11月30日生) | 1971年4月 山一證券(株)入社 1998年3月 日本原子力発電(株)入社 2013年2月 濱野皮革工藝(株)社外監査役 2013年2月 (株)クレアリア社外監査役 2013年3月 (株)トライアイズ社外監査役 2018年3月 (株)トライアイズ社外取締役〔監査等委員〕(現任) | 4,900株 |
| | 〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 東北大学卒業の同氏は山一證券(株)及び日本原子力発電(株)での幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外取締役として引き続き当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | | |
| 2 | さ とう なお こ 佐 藤 直 子 (1978年6月20日生) | 2006年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 2010年5月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール LL.M. プログラム修了 2011年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2013年9月 西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同 事業入所 2015年6月 日本信号株式会社社外監査役 2016年11月 ことぶき法律事務所入所 2021年11月 株式会社三栄建築設計社外監査役 2023年12月 新都市総合法律事務所パートナー（現任） (重要な兼職の状況) 新都市総合法律事務所パートナー | 0株 |
| | 〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 東京大学法学部卒の同氏は2006年に国内弁護士登録、2011年にはニューヨーク州弁護士登録を行い、長きにわたり労働法を中心に会社法務全般を手掛けています。英語対応も可能で、国際取引におけるアドバイスの経験も非常に豊富であり、また当グループの経営に女性視点が加わることで多様性が創出され、事業拡大と企業体質改善に向けて監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の 社数 |
|--|--|---|-------------------|
| 3 | うえ づ たか みち 植 頭 隆 道 (1979年6月23日生) | 2002年 4月 K O B E証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社) 2009年 8月 リードオフマネジメント株式会社 代表取締役 2010年 3月 U G Sアセットマネジメント株式会社 代表取締役 (現任) 2011年 3月 ヘッジファンド証券株式会社 取締役 2013年 7月 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) U G Sアセットマネジメント株式会社 代表取締役 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役 | 0株 |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 立教大学社会学部卒業の同氏は長きにわたり証券業界に籍を置き、資本市場の動向に精通しております。特に同氏が代表取締役であるU G Sアセットマネジメント株式会社は当社株式を919,200株保有しており、昨年の株主総会における株主提案は、当社のコーポレートガバナンス体制の正常化に向けて大きな契機となりました。また同氏は、2013年にヘッジファンド証券株式会社の代表取締役に就任し、前年まで赤字であった同社を黒字の経営へ立て直した実績もあり、事実上の筆頭株主として当社の企業価値の向上、および株価の上昇に向けて同氏の知見や経験を当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p> | | | |

- 注) 1.西村利行氏、佐藤直子氏及び植頭隆道氏は社外取締役候補者であります。
2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3.西村利行氏の当社社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4.当社は、西村利行氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です。
5.当社は、西村利行氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、佐藤直子氏、植頭隆道氏についても選任が承認された場合は同様の契約を締結する予定です。
6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7.前代表取締役等による出張旅費規程等に違反する出張経費の使用・精算に関しては、事業報告「2. 会社の現況(3)会社役員の状況⑥社外役員に関する事項 3. 当事業年度における主な活動状況」をご参照願います。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年3月24日開催の第27回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された根本修一郎氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の数 |
|---|--|--------------|
| たぐちたいいち 田口泰一 (1947年9月22日生) | 1970年4月 藤田観光株式会社入社 2001年3月 藤田観光株式会社取締役 2003年6月 ワシントンホテル株式会社 取締役 2009年3月 藤田観光株式会社 取締役副社長 2012年7月 藤田観光株式会社 代表取締役副社長兼ワシントンホテルグループCOO 2014年8月 株式会社T. K Sailing Corporation 代表取締役 (現任) 2020年12月 株式会社CSSホールディングス代表取締役社長 2023年1月 株式会社CSSホールディングス顧問 (現任) 2023年12月 株式会社トライアイズ特別顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社T. K Sailing Corporation 代表取締役 株式会社CSSホールディングス顧問 | 0株 |
| <p>[補欠の社外監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割]</p> <p>学習院大学卒業の同氏は不動産リゾート開発のプロフェッショナルとして高度な知識と経験を有しており、現在不動産投資事業を経営軸の一つとして掲げる当社の特別顧問に就任しております。かかる同氏の高度な知識と経験を必要に応じて監査等委員として当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者としております。</p> | | |

(注) 1. 田口泰一氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社特別顧問を退任いたします。

4. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額といたします。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の減額の件

当社の取締役（監査等委員である取締役である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において年間500百万円以内と決議いただき今日に至っていますが、経済環境や経営環境の変動を勘案し、取締役の報酬枠を年間80百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、従前どおりこの報酬には、使用人兼務取締役の給与は含まないものといたします。

当該報酬枠は役員報酬の支給実績を勘案して決定したものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は4名ありますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名となります。

<株主提案（第7号議案）>

第7号議案は、株主である池田有希子様からのご提案によるものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)1名選任の件

本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案(第7号議案)に反対いたします。

本株主提案に対する反対の理由

当社取締役会としては、以下の理由により、本株主提案の議案に反対します。

2023年10月18日付けをもって公表したとおり、池田有希子氏においては、過年度における不適切な経費使用が認められたことから、これを受けた当社取締役会は、同氏が代表取締役社長として経営に関与することが健全なガバナンス体制の維持を最優先とする当社の経営にとって望ましくないとの判断に至り、代表取締役としての同氏の解職を決議しております。

次年度における経営体制の検討において、当社が全社一丸となって企業価値の向上を目指すにあたって、上記の経緯及びこれまでの実績を踏まえて検討したところ、必要な経営能力を有しているとは判断できず、当社は、池田有希子氏は取締役候補者として適切ではないとの結論に至ったことから同氏を取締役候補者としておりません。

なお、池田有希子氏が株主提案において述べる理由はいずれも合理性を欠く内容であるとともに、健全なコーポレートガバナンスの維持・強化を最優先とする当社の経営方針に照らし、同氏が取締役候補者として適任であるか否かの判断を左右するものではないことから、これらについて逐一反論するものではありませんが、明らかに事実を反し、株主の皆様に誤解を生じさせてしまうおそれのある事項についてのみ、以下のとおり当社の見解を補足させていただきます。

1.代表取締役の解職

代表取締役の解職については、理由の如何を問わず取締役会において決定することができる専権事項であり、池田有希子氏が述べる提案理由の中にも手続上の具体的な問題点の指摘がないことから明らかなおおりの、その手続に何らの不正又は不足のない有効なものです。

そもそも、当社が行った調査は、不適切な経費の使用・精算があったのか否か、また、使用経費の返還を請求すべき場合における金額を確定することを目的としたものであって、代表取締役としての適否を判断するために行ったものではありません。

上記のとおり、代表取締役の解職は取締役会の専権事項であることから、調査の進捗や結果によって影響を受けるものではありませんが、解職決議が行われる以前において、既に不適切な経費使用があったことは確定しており、その後に行われた調査は、かかる経費の総額を確定するために継続されたものに過ぎません。

2.過去実績

当社取締役会は、池田有希子氏が成果として列挙する事項のほとんどが、同氏ではなく、故池田均氏が主導又は実践したことによる結果であると考えております。

他方、池田有希子氏が取締役となった2009年3月以降、株主資本（連結）は2008年12月期が8,660百万円に対して、代表取締役となった2013年12月期が6,504百万円、2022年12月期には4,370百万円と大きく毀損しました。特に2022年は株式会社クリアリアにおいて1,099百万円、濱野皮革工藝株式会社において1,086百万円の減損を実施しております。

また、2023年12月期には拓莉司国際有限公司等においても減損が実施され、当社においては減資を実施せざるを得ない状況となっていることなど、池田有希子氏の取締役在任時の成果としては、ネガティブな結果の方が強調されるべきと考えています。

提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

(1)議案の要領及び提案の理由

ア 議案の要領

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の数 |
|-----------------------|--|--------------|
| 池田有希子 (1973年5月8日生) | 2004年5月 当社入社 2006年12月 当社総務部長 2007年12月 当社執行役員 2009年3月 当社取締役(現任) 2013年1月 当社取締役副社長 2013年12月 当社代表取締役副社長 2021年10月 当社代表取締役社長 (重要な兼職の状況) TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC. 代表取締役社長 拓莉司国際有限公司 代表取締役社長 濱野皮革工藝(株) 取締役 (株)フレアリア 取締役 | 905,300株 |

イ 提案の理由

(ア) (代表) 取締役としての実績

私(池田有希子)は、2004年5月に株式会社トライアイズ(以下、「当社」といいます)に入社し、2009年3月からは取締役として、2013年12月からは代表取締役副社長として、2021年10月からは代表取締役社長として、当社の業績向上を図るべく、業務遂行に邁進してまいりました。

その結果として、これまでの間、当社の業績向上、さらには株主の皆様への利益還元の実現という成果に繋がることができているものと自負しております。その具体例としては、以下のとおりであり、私が引き続き当社取締役としてトライアイズグループの事業活動を遂行していくことが適切であると考え、本提案を行う次第です。

a 東京ブラウス株式会社に関する成果について

2007年1月に純粋持株会社に移行した当社が2008年11月に子会社化した東京ブラウス株式会社(当時。2018

年7月に濱野皮革工藝株式会社との吸収合併により解散。以下、「東京ブラウス」といいます)は、ファッションブランド事業を営んでおり、ブランドCLATHASの商標権を保有するとともに、当該商標権に係る商標ライセンス契約を、複数の会社(以下、「各ライセンシー」といいます)との間で締結し、各ライセンシーからロイヤルティを得ていました。一方で、東京ブラウスは別の事業者(以下、「委託先業者」といいます)に対し商標ライセンス契約に係る管理や広告宣伝等、上記商標ライセンス契約に関する東京ブラウスの事業の円滑な運営を支援する業務を委託し、当該業務委託の対価として、各ライセンシーから得るロイヤルティの約3割～約4割に相当する額の報酬を委託先業者に支払っておりました。

この業務委託の契約関係は、各ライセンシーとの商標ライセンス契約が存続する限り同内容で存続するというものであり、東京ブラウスとしての売上額にも相当程度大きな影響を与えるものでした。しかし、委託先業者は、受託していた管理 広告宣伝等の業務を十分に果たしていませんでした。このような状況は、東京ブラウスの売上額を圧迫する要因となるばかりでなく、親会社である当社の業績にも影響を及ぼしていました。

そのため、私は、ブランドCLATHASのライセンス付与による収益が当社グループに適切に還元される方法はないか試行錯誤を重ね、2011年11月、当社がブランドCLATHASの商標権を東京ブラウスから譲り受けた上で、当社が各ライセンシーとの間で直接商標ライセンス契約を締結し、東京ブラウスと前記委託先業者との契約関係を解消するという結果を実現させました。

これによって、委託先業者へ支払われていた報酬も含め、各ライセンシーからのロイヤルティが当社の売上となって当社の業績が改善されました。更に株主の皆様への利益還元としての配当原資も確保することができ、結果、当社においては、以下のとおり、第17期(2011年12月期)までは無配となっていたところ、第18期(2012年12月期)からは11期連続で、1株当たり10円(2013年7月の株式分割以前は1株当たり100円)以上の配当の実現という成果に結び付けることができました。

| 配当金支払実施事業年度 | 配当金支払額 (円) | 一株当たり配当額 (円) |
|-----------------|-------------|--------------|
| 第12期(2006年12月期) | 0 | 0 |
| 第13期(2007年12月期) | 0 | 0 |
| 第14期(2008年12月期) | 0 | 0 |
| 第15期(2009年12月期) | 0 | 0 |
| 第16期(2010年12月期) | 0 | 0 |
| 第17期(2011年12月期) | 0 | 0 |
| 第18期(2012年12月期) | 120,027,000 | 100 |
| 第19期(2013年12月期) | 118,462,000 | 100 |
| 第20期(2014年12月期) | 112,911,000 | 10(※) |
| 第21期(2015年12月期) | 129,555,000 | 12(※) |
| 第22期(2016年12月期) | 106,103,000 | 12(※) |
| 第23期(2017年12月期) | 102,261,000 | 12(※) |
| 第24期(2018年12月期) | 125,094,000 | 15(※) |

| | | |
|-----------------|-------------|-------|
| 第25期(2019年12月期) | 98,127,000 | 12(※) |
| 第26期(2020年12月期) | 110,621,000 | 15(※) |
| 第27期(2021年12月期) | 88,869,000 | 12(※) |
| 第28期(2022年12月期) | 92,928,000 | 12(※) |

(※)2013年7月に株式分割(1株→10株)を実施。

b 株式会社クレアリアに関する成果について

当社が2010年6月に完全子会社化した株式会社クレアリア(旧 株式会社アイ エヌエー)は、建設コンサルタント事業を営んでおりますが、当社の完全子会社となった当時、遊休不動産を複数保有し、売却にも困難を伴う状況にありました。そのため、私は、こうした遊休不動産を、収益を生み出す物件に転換させて売上・業績の向上を図るべく、観光・ビジネス等で日本に滞在する外国人向けの賃貸物件とするためにリノベーションを実施するなど、これらの遊休不動産の具体的な活用策を模索しました。

その結果、埼玉県戸田市の不動産(戸田笹目寮)については、外国人向けの賃貸物件として貸し出されることとなり、2015年10月以降、毎月110万円の賃料収入をもたらす‘収益物件’へと生まれ変わらせることができました。そして、この物件は、収益還元利回りが功を奏し、2017年11月に245百万円で売却するに至りました。

c TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC. に関する成果について

当社は2016年1月、米国にTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC. (以下、「TIA」といいます)を設立し、ハワイでの不動産投資事業に携わってまいりました。

ハワイで不動産投資事業を展開するには、現地ブローカー等との信頼関係が重要であり、私は、最適なブローカーの選定や、選定したブローカーとの信頼関係の構築・維持に努めてまいりました。

そして、TIAが2020年2月に取得したマウイ島の物件Wailea Beach Villasについては、私がベストなタイミングでの売却を判断し、2022年に上昇率171.69%の状態でも売却することができ、TIAの収益、ひいては当社の業績向上に繋げることができました。これは、誰の判断でもなく私自身が決断・実行したものです。

また、TIAが2018年6月に取得した物件である、オアフ島の911 Middle St. については、入居テナントであるハワイの老舗LOVE'S BAKERYの家賃滞納(コロナの影響によるもの)やchapter11といった事情も相俟って、別の入居テナントを探すか、または売却するかを判断しなければならない状況となりました。この対応には時間も要し、難航しましたが、現地ブローカーを通じて当該物件の現況を把握するなどした上で、私の判断のもと、2022年10月に売却を行い、売却益確保の成果に結び付けることができました。また、当該物件への投資に係る長期借入金につき、池田均・元当社代表取締役社長が設定していたファースト・ハワイアン・バンクとの金利スワップ契約についても、私自身がその解約のタイミングを見極めて判断した結果、解約に伴う違約金の支払いを回避でき、更にファースト・ハワイアン・バンクから522,800ドルの支払いを得るという成果に繋げることができました。

これらの成果は、当社第28期有価証券報告書10頁においても、「固定資産売却益896百万円」、「金利スワ

ップ]の「解約益77百万円」の特別利益計上という形でお示しております。

私としては、当社において現在進行している沖縄リゾート開発事業よりも、TIAにおけるハワイの不動産投資事業を継続・拡大する方が、当社の業績向上、及び株主の皆様への利益還元に大きく資するものと考えております。

(イ) 代表取締役の解職手続について

当社からは、2023年10月18日付けのプレスリリース「代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下、「本件プレスリリース」といいます）にて、同日開催の取締役会において私を当社代表取締役から解職することを決議したと公表され、本件プレスリリースでは、池田均・元当社代表取締役社長と私が、「海外出張経費の使用等」に関して「複数回にわたり社内規程を逸脱した経費の使用が発覚」したとされ、「当社取締役会において調査結果を慎重に検討した結果」として上記解職決議が行われた旨が記載されています。

しかし、「当社取締役会」がその「結果」を「慎重に検討した」としている「調査」において、私から「調査」の実施者に対し、当社が問題とする事実関係及び関連資料の開示を求めましたが、十分な開示を受けることができませんでした。弁明や意見陳述の機会も十分に与えられませんでした。このように、「調査」は適切かつ十分なものとは言えません。

また、解職決議にも、手続や内容の正当性は認められません。すなわち、仮に代表取締役において「社内規程を逸脱した経費の使用」があったというのであれば、代表取締役を解職させるかどうかを検討・判断するには、当該「逸脱」に該当する具体的な金額を精査し、確定することは、当然必要です。しかしながら、代理人弁護士らを通じて私が当社代表取締役社長東郷薫氏に関連資料の開示を求めたところ、東郷薫氏からは、「出張経費等の調査」は「完了したものではなく、調査が継続している状況」との回答が行われました。つまり本件プレスリリースの記載と異なり、実際には「調査」の「結果」が出ていない段階で、代表取締役の解職決議が行われ、本件プレスリリースによる公表が行われたということです。さらに、当社は私が代理人弁護士らを通じて関連資料の開示を求めた後になって、海外出張に係る航空費等の内訳に関する資料の収集に着手していたようです。なお確かに「海外出張経費」に関する「社内規程」は当社に存在します。しかし、当該「社内規程」は、航空費や宿泊費等に関して「絶対的な`上限`」を定めているものではありません。あくまで支出の経済的な合理性や必要性をも考慮し、「経費の使用」としての可否・許否を判断するという趣旨・目的を含む規程です。池田均・元代表取締役社長と私は、限られたスケジュールの中、出張先で万全の体調で各種の業務に対応し、また出張先での商談等を行う相手方（すなわち当社の将来の取引先となる可能性がある相手方）の地位や立場等にも十分配慮した場所で、失礼のないように対応し、当社の新たな事業展開と収益に繋げるために、渡航の手段や宿泊先を選んでいました。決して「社内規程を逸脱した経費の使用」を行っていたものではありません。

現に、これまでの当社定時株主総会において、株主の皆様には、「取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません」などとする監査結果が示された監査等委員会作成の監査報告書や、無限定適正意見が記載された会計監査人作成の会計監査報告書等を御高覧頂いております。

加えてこれまで当社の監査役や監査等委員、会計監査人、コンプライアンス委員会等から、社内規程を逸脱した経費の使用があるというご指摘を受けたことは一度もございません。

以上のとおり、私を代表取締役から解職する旨の当社取締役会決議は、その手続や内容の正当性を欠くものであると言わざるを得ません。なお、海外出張での対応も含めて当社の業績向上に邁進してきた結果として、上記（ア）で挙げたような、株主の皆様への利益還元の実現という成果にも繋げてきたということを改めて申し添えます。

なお、私が代表取締役社長を務めているTIAについてですが、私が代表取締役社長である中で、2023年12月15日も取締役会が開催されている（議事録についても私が「議長 代表取締役社長」として記名捺印を行っております）ところ、同社名義の預金口座を開設しているファースト・ハワイアン・バンクから、2024年1月23日に、私が2023年12月7日にTIAの代表取締役社長を退任した旨の議事録が提出された、との連絡がありました。しかしながら、私が自らTIAの代表取締役社長を退任（辞任）する手続をとったものではありませんし、私をTIAの代表取締役社長から解任（解職）する手続が行われたことも全く承知しておりません。そもそも、当社の職務権限決裁表では、TIAを含めた「関係会社」の「役員等の重要人事」の「決定、変更」については、当社「取締役会」で「審議 決裁」しなければならないとしています。それにも拘わらず、本提案権行使書の作成時点(2024年1月29日)までに、当社では、TIAの代表取締役社長を私から別の人物に変更する旨の「役員」「変更」を行うことを決定する取締役会決議は行われておりません。

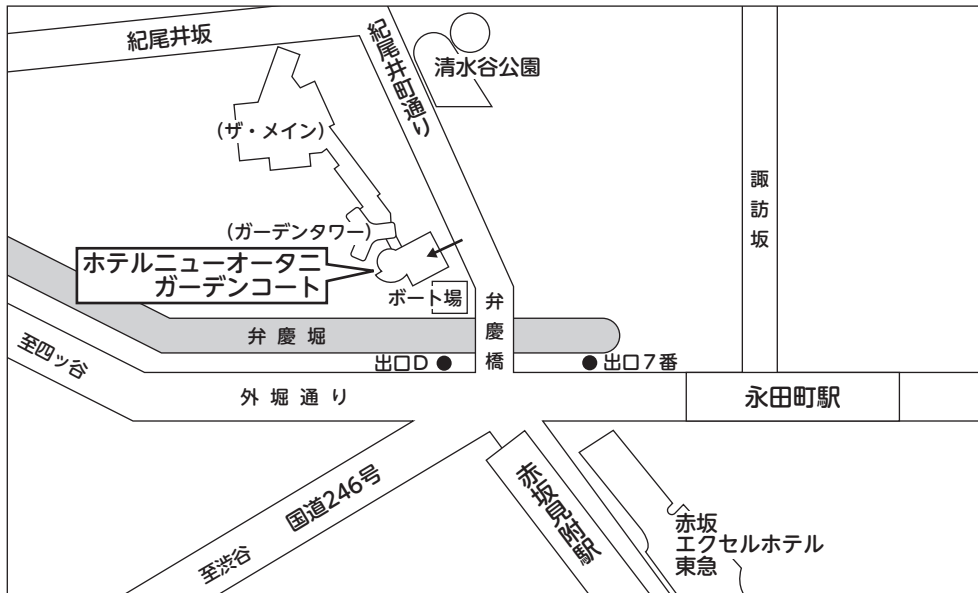
本件プレスリリースでは、「当社の経営」において「健全なガバナンス体制の維持を最優先」としているとも記載されておりますが、私をトライアイズグループの経営から排除しようとする意図・目的の下で、当社自身で定めている職務権限決裁表に反する運用や手続が行われているのであれば、それは「健全なガバナンス体制」とは言えませんし、当然、「取締役の職務の執行に関する不正の行為」がないかを監査・監督する権限・義務を負っている監査等委員において、そのような運用や手続があれば遅滞なく取締役会に報告するなどして是正が図られる、というのが「健全なガバナンス体制」であるはずです。

株主の皆様には、当社の「健全なガバナンス体制の維持」を図るためには、誰を（引き続き）取締役として選任するのが相応しいか、という点についても十分に御賢察の上、御判断頂きたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート 5階 『アリエス』



- (交 通) ①東京メトロ半蔵門線・南北線 永田町駅 (出口7番) から徒歩3分
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅 (赤坂地下道出口D 紀尾井町方面) から徒歩3分

弁慶橋を渡り、ガーデンコート1階エレベーターホールまでお進みいただき、5階宴会場階までお上がりください。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。